

高校生年代が対象に

# 10月から児童手当が拡充

▶ 問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285

児童手当法の一部改正により、令和6年10月(12月支給分)から所得制限が撤廃され、0歳から高校生年代までのすべての児童に児童手当が支給されます。8月末時点で対象児童が昭和村に住民登録されている世帯へ順次案内を送付します。内容をよくご確認の上、必要な方は手続きをお願いします。

## 主な改正点

- ◆ 所得制限の撤廃 ◆ 支給期間を高校生年代までに延長
- ◆ 支給月を年6回に変更 ◆ 第3子以降の支給額を月3万円に増額
- ◆ 第3子の算定に含める期間を大学生年代までに延長

## 手当月額

【現行：令和6年9月分まで】

対象児童	手当月額			
0～2歳	1万5千円		所得制限ありの場合 0円	
3歳～小学生	1万円	第3子以降 1万5千円		特例給付 5千円
	1万円			
中学生	1万円			
高校生年代 16歳～18歳	0円(第3子の算定に含める)			
大学生年代 19歳～22歳	0円			

【改正後：令和6年10月分以降】

対象児童	手当月額			
0～2歳	1万5千円		第3子以降 3万円	
3歳～小学生	1万円			所得制限 なし
	1万円			
中学生	1万円			
高校生年代 16歳～18歳	1万円			
大学生年代 19歳～22歳	0円(第3子の算定に含める)			

※着色部分に該当する児童がいる場合は手続きが必要です

## 支給月の変更

【現行：令和6年9月分まで】

支給月	支給対象月
10月	6～9月分
2月	10～1月分
6月	2～5月分

【改正後：令和6年10月分以降】

支給月	支給対象月
8月	6・7月分
10月	8・9月分
12月	10・11月分
2月	12・1月分
4月	2・3月分
6月	4・5月分

※12月支給から改正後の金額が反映されます

申請期限 **11月15日(金)**

## 手続きが必要な方

- ◆ 所得制限により、現在児童手当または特例給付を受給していない方
- ◆ 中学生以下の児童はいないが、高校生年代以上の児童を養育している方
- ◆ 現在、児童手当の受給をしていて、大学生年代の子を含む3人以上を養育している方
- ◆ 住民登録地が昭和村以外である高校生年代以上の児童を養育している方

## 留意事項

- ◆ 支給対象児童を養育している父母のうち、原則として所得の高い人が受給者になります
- ◆ 父母のうち、所得の高い方が公務員の場合は、所属庁への手続きが必要です
- ◆ 父母が別居している場合は、所得の高い方の住民登録市区町村への手続きが必要です